

平成 12 年 4 月 7 日

照会先：厚生省年金局年金課  
高倉（3339）  
西村（3338）

## 老齢基礎年金の繰上減額率の見直しについて

老齢基礎年金を繰り上げて受給する場合の減額率は、制度発足以来 4.2%（60歳から受給の場合）とされてきたが、今回の国民年金法等の一部改正に際し、下記のようにその内容を改めることとした。

（注）早急に関係政令を公布することとした。

### 1 改正内容

- 現在年単位で決められている減額率を月単位とする。
- 具体的な減額率は、平均寿命の伸び、予定利回りの低下、スライド率、繰上げ受給者の死亡率、諸外国の減額率などの要因を総合的に勘案して、60歳における減額率を 3.0%（月 0.5%）とする。
- 平成 13 年度以降に 60 歳に達する者から新たな仕組みを適用する。

### 2 改正の効果

- 先進諸国において標準となっている月単位化により、受給者が希望に応じきめ細かな選択をすることができる。
- 減額率の見直しにより何歳から受給しても受給者間の公平が保たれることとなる。

（参考）

| 請求時の年齢 | 現在の減額率 | 改正後の減額率（注） |
|--------|--------|------------|
| 60歳    | 4.2%   | 3.0%       |
| 61歳    | 3.5%   | 2.4%       |
| 62歳    | 2.8%   | 1.8%       |
| 63歳    | 2.0%   | 1.2%       |
| 64歳    | 1.1%   | 0.6%       |

（注）改正後の減額率は、具体的には、「0.5%×繰り上げた月数」で算出。